

[検討事項] □委員会の適切な運営

1. 考え方について

- ①議会は、市政の諸課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性や特性を考慮し適切に活用するものとする。
- ②委員会は、その専門性や特性が十分に発揮できるように適切に運営するものとする。
- ③委員会審査に当たっては、委員会が審査する内容や資料等を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- ④常任委員会は、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。
- ⑤委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができるものとする。

2. 福島市議会の状況

□委員会関連の条例・規則等

- ・福島市議会委員会条例
- ・福島市会議規則 第 2 章 委員会 (第 83 条～第 131 条)
- ・福島市議会委員会傍聴規則
- ・先例 第 10 章 委員会 (先例 214～280)

3. 参考条文、参考事例等

○流山市 第 17 条 (委員会の適切な運用)

議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

- 2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。
- 3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 4 委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。

○福山市 第 6 条 (委員会)

議会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

- 2 委員会は、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。
- 3 常任委員会は、議会の閉会中においても、各所管に属する市の事務に関する調査を積極的に行うよう努めるものとする。
- 4 委員会は、その審査に当たって、資料等を積極的に公表しながら、市民に対し分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 5 委員会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。
- 6 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。
- 7 委員会は、地域住民に関係が深く、かつ、関心の高い事案について審査し、又は調査しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。